

## 「KENKIKUCHI」審決取消訴訟 ～商標法4条1項8号の解釈～

弁理士 栗原 潔

### 商標法4条1項8号

- 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）
  - 人格的利益の保護を目的（最高裁判例）
  - 審査基準
    - ・ 本号の「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む)、法人のみならず、権利能力なき社団も含む
    - ・ また、他人の「氏名」とは、自然人の姓及び名のフルネームをいい、姓または名のみは「略称」となる（外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合は、「略称」となる）
    - ・ 他人の名称等を「含む」商標であるか否かは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断される
    - ・ 自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、「他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」にも該当する場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する
  - 審査実務上はホームページにおいて氏名の存在をチェックしているようである

### 事件概要

- 2017/05/23 アクセサリー・デザイナー菊池健氏が、文字「KENKIKUCHI」を含む結合商標を出願
- 2017/02/26 4条1項8号を理由として拒絶査定
- 2018/06/01 拒絶査定不服審判請求
- 2019/01/30 請求棄却審決
- 2019/03/25 審決取消訴訟
- 2019/08/07 請求棄却判決



### 審決取消訴訟における原告の主な主張

- 本件ロゴ商標は一定の周知性を有しており、需要者が「菊池 健」等の氏名と理解することはない
- 「KENKIKUCHI」は空白なしの全部大文字であり、他人の氏名を想起・連想させることはない
- 4条1項8号の「他人の氏名」はローマ字表記を含んでいるとは解されない（日本人の場合は戸籍で確定される氏名である）

### 審決取消訴訟における知財高裁の判断

- 本願商標は、外観上 KEN と KIKUCHI に区別して認識され、「ケン」と「キクチ」の称呼が生じ、「キクチ ケン」を読みとするありふれた氏名として認識されることから人の「氏名」を含む商標であると認められる
- 仮に本願商標が一定の周知性を有していても、上記認定は左右されない
- 4条1項8号が人格的利益を保護することを趣旨とすることを考えれば、ローマ字表記が「氏名」として一般に受け入れられている以上、「他人の氏名」にはローマ字表記も含まれる

### 問題点

- 現実には他人の氏名を含むと考えられる商標登録は数多く存在する
  - TAKEO KIKUCHI（4293672号等）
  - JUNKO KOSHINO（5916373号等）
  - 本田宗一郎（4232767号等）
  - 村上春樹（5382877号）
  - マツモトキヨシ（4330343号等）
  - 安室奈美恵/AMURO（4609224号等）
- 特にファッション業界等ではデザイナー名をそのままブランド名とする慣行がある
- 芸能人の名前をグッズ展開する際に模倣品排除のために商標登録の必要性は高い
- （立法論）どちらにしろ他人の氏名には権利行使できない（26条1項）ので人格権保護についてはそちらで手当てし、4条1項8号の適用は緩めにすればよいのでは？

### 結論

- 仮に周知商標であっても「姓＋名そのまま」の商標登録出願は拒絶の理由がきわめて高いことに注意すべきである
  - 英文字にしてもデザインを加えた結合商標としても同じ（全部カタカナ書きにしても同じであると解される）
  - 氏と名の間にミドルネームを入れれば4条1項8号を回避できる可能性がある
  - 前後に別の文字を付加しても同様（4条1項8号の規定は「他人の氏名等」を含むとしている）

- 出願人の著名性も関係なし（4条1項8号は人格権保護を目的とした規定であるため）
- 審査運用上はハローページを参照するため、ハローページにない程度の珍しい氏名であれば登録の可能性はある
- 「登録できない≠使用できない」であるため、クライアントの理解を得ることが重要

(栗原)